

(問) 内職等の場合には、就労実態が把握しにくく、かつ、収入が少ないことが多いがこのような場合の勤労控除の適用に当たっては収入額を勘案して控除額を算定することはできないか。

(答) 就労収入について、実際の収入を金額を算定するに当たっては、所得税、社会保険料及び別働費等を実費としてその金額を控除する他、更に、次のような勤務控除が適用されます。

業種別基礎控除……勤労により収入を得るために、一般的に必要なとされる需要に对应するものであり、勤労控除の基本となるものです。

収入金額別基礎控除……就労について、十分努力し、一定額以上の収入を得ている場合に勤労意欲の助長を図るためのものです。

この他に、臨時的職業経費に对应する特別控除、中学、高校卒業業者等が就職した場合の新規就労控除、未成年者の勤労意欲を助長するための未成年者控除があります。

以上の勤労控除は、勤労に伴う経常的及び臨時的需要に对应するとともに、生活保護制度の目的の一つである自立助長を図る上で大きな役割を果たしているものです。

ところで、質問の場合には、業種別基礎控除の適用の問題と思われませんが、業

種別基礎控除は、(第7の3の(1)のイ)の表(以下、「表(1)」)の月間の就労日数に依りたる率で算定した額を標準として、地域における、勤労状況、収入状況と関係者の実態の勤労実態を比較勘案して控除額を算定することとしております。

なお、この場合の就労日数の算定に当たっては、パート就労等の場合は、勤労統計調査等を参考に、当該地域における一般常用労働者の、日の平均労働時間を基

りえます。

例えば、体力消耗の激しい高熱処理作業のようにその職種の特異性のためどうしても表の控除率百パーセントとなる日数は就労できないが、それに近い日数で十分努力しており、しかも就労収入も一般の場合よりも多いようなときは、控除額を適用し、併せて収入金額別基礎控除を適用することも認められるものです。

逆に、質問のような内職や野菜自給



に要する就労日数換算を行うことが前提となります。

一般的に、平均的な就労収入を得ている被用者等の場合には、就労日数に依りたる率で算定した額を控除することとして特に問題は無いものと考えられますが、中には、就労日数に依りたる率による額を機械的に適用することとするとその者の就労実態や収入状況に適正に对应したものと見えず、結果として本来あるべき勤労控除の趣旨にもぐわなないこともあ

については、就労状況の実態を把握することが困難な場合が多く、就労日数等についても例えば本人の中立て等のみによって機械的に処理すれば収入充当額がほとんどなくなる場合も少なくないものと思われま

そのような場合には、収入認定額と控除額との均衡をも考慮し、表の率以下の率を適用することも差し支えないものであり、業種別基礎控除の趣旨及び取扱いに照らしても妥当なものと言えます。

また、内職等に對する特別控除の認定に当たっては、収入額の一部を機械的に適用することは、特別控除本来の趣旨から妥当なものとは言えません。その就労が安定したものかどうか、他の一般就労による実態との均衡は妥当なものかどうか、更には特別控除の本旨である臨時的職業経費としての需要が真にあるかどうか等について個々のケース毎に十分検討した上で実際の必要な範囲において認定すべきものです。

最後に、就労収入や就労日数が少ない場合には、能力活用や就労状況の実態把握に問題がある場合が少なくないと考えられます。

そのため、家庭訪問や関係機関の調査等を十分に行い、能力活用の点から現在の就労が止むを得ないものであるかどうかを検討しなければならぬものであり、それによって転職等適正な指導を行うことが必要となります。

また、収入申告額が本人の能力や就労状況から十分とは認められない場合で雇用主や取引先等に対する調査によってもなお妥当性が立証されない場合には、当該地域の同種の業務等に対して支払われている賃金等を基礎として推定した額により収入認定することも必要となるものです。

(保護課)